

五、第五十七議會解散の件（可決） 中央執行委員會議提出

昭和四年廣大會議は第五十七議會に對し尤の如く決議す、

議會解散に關する決議

政府は連日第五十七議會を解散し公正なる選挙を執行すべし、

右決議す

昭和四年十二月十六日

日本大衆党昭和四年大會

六、總選挙對象の件（可決）

一、總選挙改革

二、内務省選挙政綱

三、徹底普選の獲得

現行普選法の有る欺瞞性を破却し一般無産大衆の言論出版
集會交遊に自由を完全確保するが万民政治を目標す我等
の根本的要請である。

一、選挙権の制限の撤廃

二、被選挙権の制限の撤廃

三、大選挙区比例制の採用

四、選挙の公費

五、財産階級抑圧諸法令の廃止

六、選挙の公正 選挙干渉の排撃

二、投票の秘密

一、投票の公開

二、投票費の廃止

三、票紙通用 收票管見及票算法の制定

四、選挙区劃定の公正

三、選挙の改革

一、選挙権の制限の撤廃